

「新しい社会的養育ビジョン」について

1 経緯

- 平成 28 年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定された。
- この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」）において、平成 29 年 8 月 2 日に「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

2 骨格

- 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮し全ての子ども家庭を支援するため、身近な市町村における ソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。
- 虐待の危険が高いなど集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど 在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて 分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できるだけ良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う 里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング期間事業の創設を行う。
- 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養育縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所でおこなわれるよう徹底する。

3 概要

1	市町村の子ども家庭支援体制の構築 ・子どものニーズにあったソーシャルワークができる体制の確保（市町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開、人材の専門性向上） ・支援メニューの充実（直接支援事業（派遣型）や産前産後母子ホーム等）
2	児童相談所・一時保護改革 ・中核市・特別区による児童相談所設置が可能となるような計画的支援 ・児童相談所の機能向上（調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能の機能分化） ・通告窓口の一元化を行うための制度改正（都道府県庁を通告受理機関とする） ・一時保護改革（2 類型に分別（緊急一時保護とアセスメント一時保護）
3	里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革 ・32 年度末までにフォスタリング機関事業（里親のリクルート、研修、支援等を一貫して行う）を実施 ・里親制度改革（里親類型に一時保護里親と専従里親を創設、「里親」の名称変更）
4	永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進 ・法制度改革（年齢要件の引き上げ、児童相談所長に申立権を付与等） ・概ね 5 年以内に、現状の 2 倍の年間 1000 人以上の特別養子縁組成立を目指す
5	乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標 ・原則として就学前の子どもは施設への新規措置入所を停止 ・里親委託率：3 歳未満は概ね 5 年以内に、それ以外の就学前は概ね 7 年以内に 75%以上、学童以降は概ね 10 年以内に 50%以上
6	子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革 ・施設は原則として概ね 10 年以内に小規模化（最大 6 人）・地域分散化、常時 2 名以上の職員配置とする ・施設の多機能化・機能転換（地域支援事業やフォスタリング機関事業等）
7	自立支援（リービング・ケア、アフター・ケア） ・里親等の代替養育機関やアフターケア機関等の自立支援の機能強化（ケア・リーバー（社会的養護経験者）実態調査、自立支援ガイドライン作成） ・措置自治体の責任の明確化と包括的な制度的枠組みの構築
8	担う人材の専門性の向上など ・児童福祉審議会による権利擁護（アドボケート）に関する審査 ・児童相談所、一時保護や代替養育を行う里親や施設に関する子ども福祉の評価
9	都道府県計画の見直し、国による支援 ・都道府県は、このビジョンに基づき家庭的養護推進計画を見直し、以下の支援策を盛り込んだ計画を策定する。 盛り込む支援策：①家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）②施設の抜本改革 ③児童相談所と一時保護所の改革④中核市・特別区児童相談所設置支援⑤市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策など